平成２７年（フ）第４５０号
大阪市浪速区桜川１丁目１番30―701号
債務者　大西研次郎
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１０号
大阪市平野区加美北１丁目24番28号
債務者　松岡悠紀こと　全　　悠紀
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１３号
大阪市平野区瓜破東４丁目１番14―502号
債務者　有働久美香
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７号
大分県由布市湯布院町川北2111番地１
債務者　森　　友和
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２６号
宮城県遠田郡美里町北浦字米谷78番地　ＹｏｕＨｏｕｓｅ　Ｂ棟、従前の住所宮城県大崎市田尻大沢字南谷地中45番地１
債務者　安部　順子
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第８号
宮城県栗原市築館字新田51番地１　ハイツ新田２号、従前の住所宮城県栗原市一迫真坂字清水小畑前１番地７
債務者　伊藤　　昭
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
金沢市大桑町平42番地１　自衛隊官舎Ａ棟104号、従前の住所金沢市土清水１丁目403番地、従前々の住所京都府舞鶴市字女布286番地
債務者　宮垣亜由美（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４００号
石川県野々市市横宮町14番９号　ハイネスよこみや202号、従前の住所金沢市窪６丁目44番地
債務者　山口　知美（旧姓木津）
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第１１号
金沢市湖陽２丁目114番地、従前の住所金沢市西金沢３丁目152番地
債務者　古暮　優一
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第１６８号
滋賀県彦根市後三条町114番地34　101号、前住所滋賀県彦根市高宮町2067番地23　202号・滋賀県彦根市中藪町645番地１
債務者　竹田　直輝
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１４号
滋賀県彦根市小泉町926番地２　203号
債務者　橋本ひとみ
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１６号
滋賀県彦根市開出今町1769番地　Ｃ―326号
債務者　北川　絹代
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５号
神戸市須磨区高倉町１丁目３番１号　木嶋アパート２階西側
債務者　森本　篤志
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
神戸市垂水区西舞子４丁目10番22号　舞美荘101号
債務者　殿村功一郎
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７１号
神戸市須磨区松風町３丁目１番１―1105号
債務者　古舘　　貴
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７３号
神戸市北区緑町４丁目５番17―28号
債務者　池田　健一
1　決定年月日時　平成27年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部